

熱海市国民健康保険税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月31日

熱海市長 齊藤 栄

熱海市条例第10号

熱海市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

熱海市国民健康保険税条例（昭和35年熱海市条例第12号）の一部を次のように改正する。

附則第15条第1項中「平成31年度分及び令和2年度分」を「令和2年度分及び令和3年度分」に、「令和2年2月1日から令和3年3月31日まで」を「令和3年4月1日から令和4年3月31日まで」に、「令和2年2月1日」を「令和3年4月1日」に、「同年2月1日」を「同年4月1日」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 改正後の附則第15条の規定は、令和2年度分及び令和3年度分における令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に納期限（特別徴収の場合にあっては、特別徴収対象年金給付の支払日。以下この項において同じ。）が定められている保険税（被保険者の資格を取得した日から14日以内に国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第9条第1項の規定による届出が行われなかったため、令和3年4月1日以降に納期限が定められている保険税であって、当該届出が被保険者の資格を取得した日から14日以内に行われていたならば同年4月1日前に納期限が定められるべきものを除く。）の減免について適用し、平成31年度分及び令和2年度分における令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に納期限が定められている保険税（被保険者の資格を取得した日から14日以内に国民健康保険法第9条第1項の規定による届出が行われなかったため、令和2年2月1日以降に納期限が定められている保険税であって、当該届出が被保険者の資格を取得した日から14日以内に行われていたならば同年2月1日前に納期限が定められるべきものを除く。）の減免については、なお従前の例による。